



基労補発第0213001号

平成14年2月13日

都道府県労働局

労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

(公 印 省 略)

労災診療費の適正払いに向けた取り組みについて

会計検査院が取りまとめた平成12年度決算検査報告において、労災診療費の支払が不適正とされた額は3,353万円となっており、平成11年度決算検査報告において不適正とされた5,746万円に比して大きく減少しており、都道府県労働局（以下「労働局」という。）における労災診療費の適正払いに向けた取り組みが効果をあげているものと思料される。

しかしながら、依然として多額の不適正払いがあり、また、毎年同様の項目について不適正払いが指摘されていることから、より一層の改善策を講じる必要があるものと考えている。

については、労災診療費の適正払いに向けた取り組みについて、本省において複数の労働局から聴取した効果を上げている手法を別紙のとおり取りまとめたので、これを参考として労災診療費の点検・審査事務の再検証を行い、各労働局の実情に応じ、労災診療費の適正払いが効率的かつ効果的に実現されるよう取り計らわれない。

また、管内に労災病院を有する労働局にあつては、労災病院との連携をより一層密にし、労災診療費の適正化が図られるよう指導されたい。

なお、本通知については、労働福祉事業団本部及び財団法人労災保険情報センター本部と調整済であるので、念のため申し添える。

労災診療費の適正払いに向けた取り組み事例

1 財団法人労災保険情報センター地方事務所との連携

① 連絡協議会の実施

毎年、第1回目の連絡協議会において、労働局と財団法人労災保険情報センター地方事務所（以下「R I C」という。）との間で「労災診療費点検受託業務に係る範囲」についての確認を実施することにより、相互の役割を明確にし、点検・審査事務の効率化を図っている。

② 研修（勉強会）の実施

原則として毎月1回、前月に誤りの多かった事項について局職員がR I Cの全職員に対して研修を実施することにより、点検・審査担当者間における共通認識の確保及び点検・審査上の疑義解消を図っている。

2 医療機関に対する算定基準等の周知

① 説明会の実施

労災医療に関する説明会を労働局、R I C及び都道府県医師会等の三者が共同で開催することにより、説明会参加医療機関の確保及び内容の充実等、説明会の実効性の確保を図っている。

② 医療機関に対する指導の実施

医療機関に対して電話で指導した内容等を医療機関ごとに記録し、指導回数が多い若しくは同内容の指導が複数回行われた医療機関については、当該記録を基に個別指導を実施することにより、医療機関からの誤請求防止を効率的に図っている。

3 点検・審査方法

① R I C（一般職員）における点検

各職員ごとに担当地区（医療機関）を定めて点検を行い、その後、別の職員が再度点検（二人一組での相互点検）を行うことにより、点検漏れ及び解釈相違等の防止を図っている。

また、相互点検の相手方を数ヶ月ごとに替えることにより、点検の精度確保を図っている。

② R I C（役付職員）における点検

一般職員における点検後、会計実地検査において不適正払いが指摘された特定の項目（手術、入院及びリハビリテーション等）に係る再点検を役付職員が行うことにより、不適正払いの確実な防止を図っている。

③ 労働局における審査

審査に当たり、労災補償課内の応援体制を整備し、円滑かつ迅速な処理を図っている。